

危険物船舶運送及び貯蔵規則 第 111 条

(積付検査)

第 111 条 船長は、次の各号に掲げる危険物を運送しようとする場合は、積載方法その他積付けについて、船積地を管轄する地方運輸局長又は船舶安全法第 28 条第 5 項の登録検査機関（以下単に「登録検査機関」という。）の検査を受けなければならない。

- 一 次に掲げる火薬類
 - イ 等級が 1.1、1.2 又は 1.5 の火薬類で正味質量 250 キログラム以上のもの
 - ロ 等級が 1.3 又は 1.6 の火薬類で正味質量 500 キログラム以上のもの
 - ハ 等級が 1.4 の火薬類で正味質量 1,000 キログラム以上のもの
- 二 容積（摂氏 0 度で 0 メガパスカルの状態に換算した容積をいう。）300 立方メートル以上の液化ガス以外の高圧ガス又は質量 3,000 キログラム以上の液化ガス
- 三 有機過酸化物（正味容量 30 リットル以上の告示で定めるものに限る。）
- 四 正味質量 15 キログラム以上の告示で定める毒物
- 五 放射性物質等（第 80 条第 1 項第 1 号に掲げる放射性物質等（第 96 条の告示で定める放射性物質等を除く。）

船舶による危険物の運送基準等を定める告示 第 24 条 第 1 項及び 2 項

(積付検査を必要とする危険物)

第 24 条 規則第 111 条第 1 項第 3 号の告示で定めるものは、別表第 1 の品名の欄に「(温度管理が必要なもの)」が掲げられている有機過酸化物とする。

2 規則第 111 条第 1 項第 4 号の告示で定める毒物は、容器等級が I の毒物とする。

危険物積付検査が必要な危険物一覧

次のいずれかの標札が付される危険物を船舶で運送しようとする場合は、船長等は、積載方法その他積付けについて、検査を受けなければなりません。なお、同危険物を少量危険物や微量危険物として運送する場合も同様です。

(危規則第 111 条及び告示第 24 条参照)

火薬類	   正味質量 250kg 以上	等級 1.1 等級 1.2 等級 1.5
	  正味質量 500kg 以上	等級 1.3 等級 1.6
	 正味質量 1,000kg 以上	等級 1.4
高压ガス	   圧縮ガスと溶融ガス：容積 300m³ 以上 液化ガス：質量 3,000kg 以上 ※容積→摂氏 0℃で 0MPa の状態に換算した容積	等級 2.1 等級 2.2 等級 2.3
有機過酸化物	 品名に「温度管理が必要なもの」が掲げられていて、 正味容量 30L 以上のもの。	等級 5.2
毒物	 正味質量が 15kg 以上であって、 容器等級が I のもの	等級 6.1
放射性物質等	   除外要件あり。	第一類 第二類 第三類